

第十一号の三様式（第七条の二関係）

変 更 確 認 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既存)
(第一面)

年 月 日

株式会社 山形県建築サポートセンター 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

下記の住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、
変更確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】

1. 確認書又は住宅性能評価書交付番号 第 号
2. 確認書又は住宅性能評価書交付年月日 年 月 日
3. 確認書又は住宅性能評価書交付者
4. 確認又は住宅性能評価に係る住宅の位置
5. 確認又は住宅性能評価に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
☐有 ☐無
6. 当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
7. 当初確認又は住宅性能評価における新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける
前にした増築・改築の時期
8. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】については、「確認書」又は

「住宅性能評価書」の該当するいずれかを○で囲んでください。

3. 6 欄は、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による認定の申請に係る場合に記載してください。
4. 7 欄は、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による認定の申請に係る場合に記載してください。
5. 数字は算用数字を用いてください。
6. ※印のある欄は記入しないでください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

(第二面：長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をしようとする場合)

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】			
【2. 名称】			
【3. 敷地面積】		m ²	
【4. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築・改築			
【5. 建築面積】		m ²	
【6. 床面積の合計】		m ²	
【7. 建て方】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等			
【共同住宅等の場合：住戸の数】		建築物全体	戸
		申請対象住戸	戸
【8. 区分所有住宅の該当の有無】 ☐ 無 ☐ 有			
【9. 建築物の高さ等】			
【最高の高さ】			
【最高の軒の高さ】			
【階数】	(地上)	階 (地下)	階
【10. 構造】		造 一部	造
【11. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】		別添設計内容説明書による	
【12. 建築に関する工事の着手の(予定)年月日】		年	月 日
【13. 認定申請(予定)日】		年	月 日

(注意)

1. 【4. 工事種別】及び【7. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【8. 区分所有住宅の該当の有無】の欄は、【7. 建て方】の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
3. 【13. 認定申請(予定)日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定申請(予定)日を記載してください。
4. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る共同住宅等の住戸に関する事項]

【１．住戸の番号】		
【２．住戸の存する階】	階	
【３．当該住戸への経路】		
【共用階段】	☐ 無	☐ 有
【共用廊下】	☐ 無	☐ 有
【エレベーター】	☐ 無	☐ 有

(注意)

- １．この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
- ２．この面は、申請対象住戸について作成してください。
- ３．【３．当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ４．この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。